

別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」を遵守し、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

(1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表－3.1 に示す。

なお、記載している船舶は使用予定船舶である。使用船舶が変更となったとしても本申請における影響評価時の仮定に整合するよう、排出量の最大値を 650m³ に制限する。

表－3.1 使用する船舶

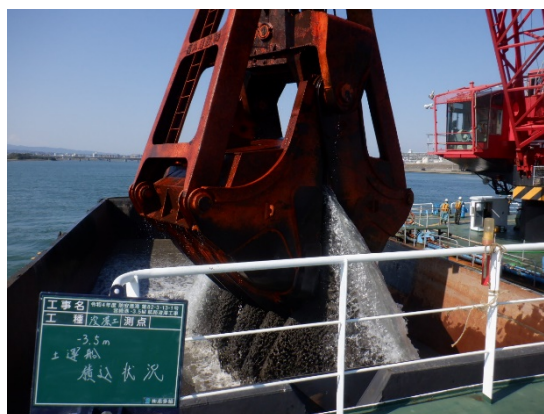
工種	使用船舶	仕様	使用台数
浚渫	グラブ浚渫船	鋼 D 5.0m ³	1 隻
運搬・排出	底開式土運船 (+曳船)	最大積載量：650m ³ 積 (曳船：鋼 D 1,000PS 型)	2 隻

(2) 排出手順

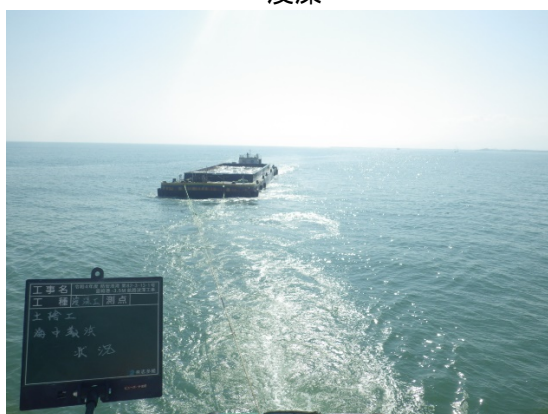
- ① 別紙－1の図－1.1に示す浚渫範囲において事前測量を実施し、浚渫範囲を設定する。
- ② 浚渫位置はGPS等で確認しながらグラブ浚渫船により海底を浚渫する。
- ③ 浚渫土砂はその場で土運船に積み込む。
- ④ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。
- ⑤ 浚渫土砂を規定量積み込んだ後、曳船にて曳航し日向灘の排出海域に向けて運搬する。
- ⑥ 位置をGPS測位機により確認しながら、排出海域において土運船を停船する。
- ⑦ 土運船に設けられた底扉を開放し、一般水底土砂を一気に海中に排出する。なお、航行中には排出しない。排出に要する時間は約60秒である。
- ⑧ 排出開始時及び終了時にGPS測位機により座標値を読み取り、本申請における排出海域内であることを確認する。排出開始・終了位置及び排出量を、土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑨ 濁りの発生を抑えるため、投入完了都度の船倉の洗浄は行わない。
- ⑩ 都農漁港に帰港。



浚渫



積込



運搬



排出

写真 一般水底土砂の浚渫から排出まで

(3) 排出回数（頻度）

排出海域への1回あたりの排出量は底開式土運船の最大積載容量 650m^3 を最大とし、最大で1日あたり $1,300\text{m}^3$ （述べ2隻/日）の海洋投入土量を計画している。なお、2隻は同時投入を行わない。

排出の回数は、1年あたりの海洋投入処分土量（ $5,735\text{m}^3$ ）及び1回あたりの排出量（ 650m^3 ）から、表－3.2に示すとおり計画している。

なお、終業時間の関係や気象海象条件により積込量が減ずる場合、排出回数は増加する。

表－3.2 排出回数（頻度）

単位期間	海洋投入処分量 (m^3)	回数
1 年次	5,735	$5,735 \div 650 \div 9$ 回
2 年次	5,735	$5,735 \div 650 \div 9$ 回
3 年次	5,735	$5,735 \div 650 \div 9$ 回
合計		27 回